

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

令和2年10月3日現在

世帯や個人の皆様

給付

ひとり親世帯の方へ

ひとり親世帯への
臨時特別給付金

児童扶養手当受給世帯等に対して
5万円（第2子以降は1人につき**3万円**）
さらに、収入減の場合**5万円**
申請分は令和3年2月28日まで

小城市社会福祉課
☎ 37-6107

休業期間中、
賃金が支払われない
方へ

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金

中小企業で働く従業員に対して
月額最大**33万円**を支給

新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金コールセンター
☎ 0120-221-276
(平日 8:30~20:00)
(休日 8:30~17:15)

休業による収入減で
住居を失うおそれの
ある方へ

住居確保給付金

原則**3か月**、最長**9か月**
家賃相当額を支援

小城市生活自立支援センター
(小城市社会福祉協議会内)
☎ 73-2700

新生児のいる
父母の方へ

NEW

新生児
特別定額給付金

令和2年4月28日から令和3年3月31日
までの間に小城市で生まれた子ども
1人につき**5万円**
対象者へ市からお知らせします

小城市健康増進課
☎ 37-6106

貸付

休業や失業で
生活が厳しい方へ

特例延長

緊急小口資金・
総合支援資金

緊急小口資金（特例）**20万円**以内
総合支援資金（生活支援費）
単身**15万円**以内
2人以上**20万円**以内
特例貸付の申請は12月31日まで

小城市社会福祉協議会
☎ 73-2700

猶予・減免

収入減で保険税、保険
料の納付が厳しい方へ

国民健康保険税
などの減免

国民健康保険税、後期高齢者医療保
険料、国民年金保険料、介護保険料を減免

国民健康保険税、後期高齢者医療保
険料、国民年金は
小城市国保年金課 ☎ 37-6101
介護保険は
佐賀中部広域連合 ☎ 40-1135

生活が厳しく
税金、公共料金が
払えない方へ

納税の猶予、
公共料金の支払
猶予

国税・地方税、電気・ガス・
電話料金、NHK受信料等
の各種公共料金の支払を猶予

税金については、下記（※）参照
九州電力佐賀営業所 ☎ 0120-986-303
NTT西日本 ☎ 0800-333-5550
NHK佐賀放送局 ☎ 28-5040
その他は各種窓口へ

事業者等の皆様

給付

売上が半分以下になった事業者の方へ
※1~12月のどの月でも

持続化給付金
チャレンジ事業者持続化支援金

中小法人等 最大 200万円
フリーランス含む個人事業者
最大 100万円
申請は令和3年1月15日まで

小城商工会議所
☎ 73-4111
佐賀県新型コロナ事業者向け支援
制度相談センター ☎ 25-7462

売上が20%以上減少した事業者の方へ

事業継続応援給付金

小城市内に事業所等がある方
個人事業者 10万円
法人 20万円
申請は令和3年2月15日まで

小城市商工観光課
☎ 37-6129

売上が20%以上減少した農林水産業者の方へ

農林水産業継続応援給付金

農林水産業者等の方
個人 10万円
法人 20万円
申請は令和3年2月15日まで

小城市農林水産課
☎ 37-6125

家賃の支払いが厳しい方へ

家賃支援給付金

一定の売上減少要件を満たす事業者に
中小企業等 最大 600万円 ※1
個人事業者等 最大 300万円 ※2
※1 最大100万円/月 (給付率2/3,1/3)×6か月
※2 最大50万円/月 (給付率2/3,1/3)×6か月
申請は令和3年1月15日まで

家賃支援給付金コールセンター
☎ 0120-653-930
(毎日8:30~19:00)

雇用を維持できない事業者の方へ

雇用調整助成金

雇用を維持する中小企業
一律 10割助成
日額上限8,330円→15,000円に引上げ

コールセンター
☎ 0120-60-3999
(毎日9:00~21:00)
佐賀労働局 ☎ 32-7173
ハローワーク佐賀 ☎ 41-9303

休校に伴い就業調整した事業者の方へ

小学校休業等
対応助成金

雇用主 最大日額8,330円
→4/1以降15,000円
個人事業主 日額4,100円
→4/1以降7,500円

コールセンター
☎ 0120-60-3999
(毎日9:00~21:00)

飲食店等でテイクアウト及びデリバリーによる食事提供に取り組む事業者の方へ

テイクアウト・デリバリー推進補助金

市内飲食店等がテイクアウト及びデリバリーにより食事を提供する取組みに
1店舗 10万円補助
申請は令和3年1月31日まで

小城商工会議所
☎ 73-4111
小城市商工会
☎ 66-0222

助成・補助

事業者等の皆様

貸付

売上減で資金繰りが
厳しい事業者の方へ

実質無利子・
無担保融資

3年間無利子、最長5年間元本据置
日本政策金融公庫等に加え、
5月より地銀、信金、信組等でも利用可に

日本公庫 0120-154-505 (平日)
商工中金 0120-542-711 (平日・休日)
民間金融 0570-783-183 (平日・休日)

売上減で今後の影響が
あると見込まれる
事業者の方へ

セーフティネット
貸付

最長3年間元本据置、
融資限度額
中小企業 7.2億円
国民事業 4,800万円

お取引のある金融機関又は
お近くの商工会議所、商工会

猶予・
減免

売上減で税金、社会保険
料の納付が厳しい
事業者の方へ

納税の猶予、
社会保険料の納税猶
予

売上が一定程度減少の場合、
1年間、無担保かつ
延滞税なしで猶予

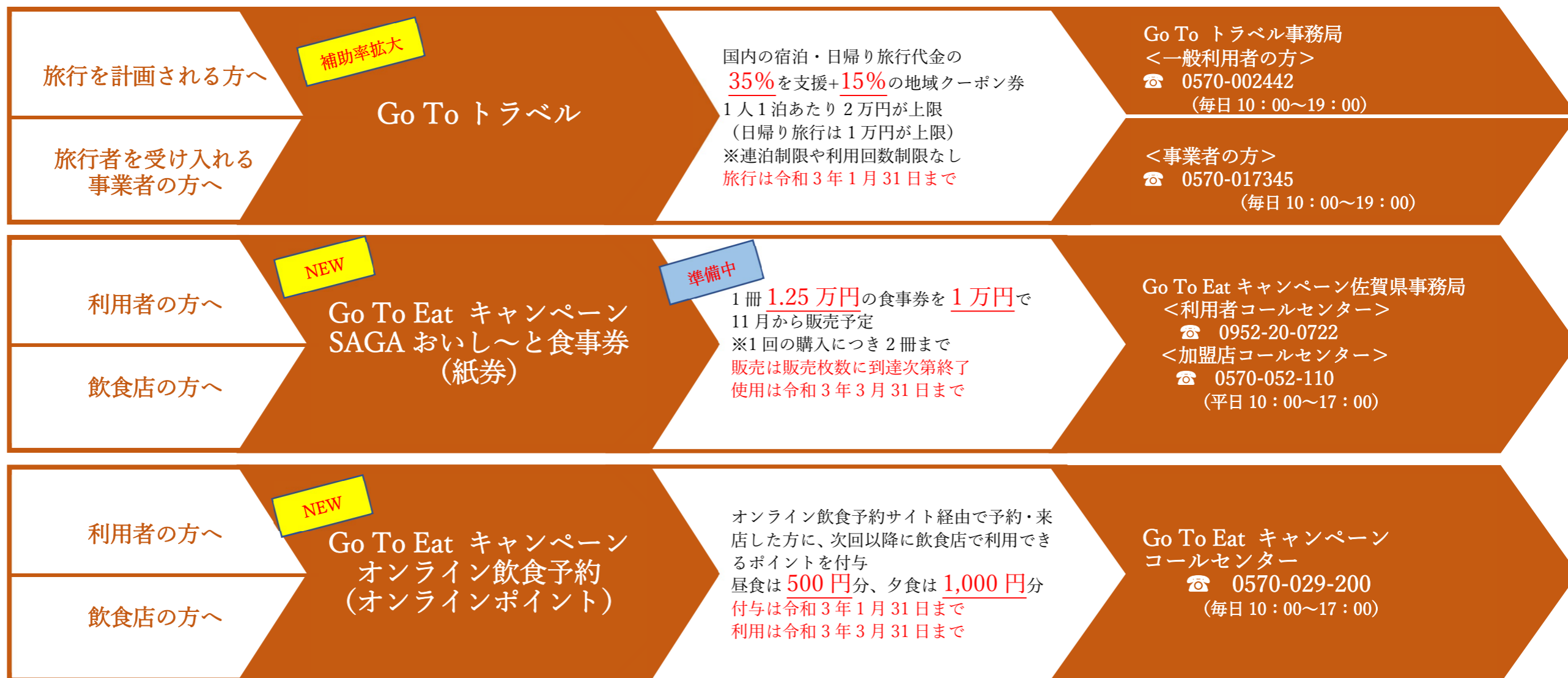
※ 【国税】 国税局猶予相談センター
☎ 0120-782-538
【県税】 佐賀県税事務所 ☎ 30-3161
【市税】 小城市税務課 ☎ 37-6104
【社会保険料】 各種窓口へ

売上減で固定資産税
の納付が厳しい
事業者の方へ

固定資産税の軽減

売上が一定程度減少の場合、
令和3年度分は 2分の1 又は ゼロ に軽減

小城市税務課
☎ 37-6103



○令和2年10月3日現在で確定している支援事業のうち、対象者が多い支援事業、または申請の必要がある事業の一部を掲載しております。

この他にも支援事業がありますのでお問い合わせください。また、事業内容が変更になる可能性もありますのでご留意ください。

○支給要件がある事業もありますので、事前に各窓口までご確認ください。

○どこに相談してよいかわからない方は、小城市新型コロナウイルス感染症対策課でも相談を受け付けております。☎ 37-6156